Professional Eye
プロフェッショナル・アイ

相続と死亡保険金について

吉冨明彦
FDSグループ代表
関戸恵子
エージェントバンク(FDSグループ)
主任研究員

今年1月1日から相続税が増税された。納税額が増えることはもちろん、これまで相続税と無縁だった人が申告・納税の対象となる可能性がある。そのため、死亡保険金の節税効果が関心を集めている。

今回は相続税改正のポイントを確認するとともに、相続発生時の死亡保険金の効用についてまとめてみる。

I. 相続税改正

(1) 基礎控除額の縮小

相続税額を計算するためには、まず「(相続財産額＋相続時精算課税贈与財産額－債務・葬式費用)＋3年以内の暦年課税贈与財産額」で各人の課税価格を算出し、全員分を合計する。次に、「各人の課税価格の合計額－基礎控除額」で課税遺産総額を計算するが、この課税遺産総額がプラスの場合、申告の義務が生じる(「小規模宅地等の特例」などの特例の適用には、申告が必要)。

2014年まで「5000万円＋(1000万円×法定相続人数)」だった相続税の基礎控除額が、15年1月1日から「3000万円＋(600万円×法定相続人数)」に6割までカットされた。

(2) 相続税率の引き上げ

各人の算出税額は、課税遺産総額を法定相続分で分けたと仮定した取得金額を基に税額を計算し、その合計額(相続税の総額)を各人の課税価格で案分して(相続割合で)算出する。

取得金額が高額の層の税率については、「1億円超3億円以下40%、3億円超50%」から、「1億円超2億円以下40%、2億円超3億円以下45%、3億円超6億円以下50%、6億円超55%」に引き上げられた。

(3) 税額控除の引き上げ

実際の納付額は各人の算出税額に、配偶者の税額軽減や相次相続控除などの各種税額控除や、配偶者と一親等の血族(世襲相続人も含む)以外の者が財産を取得する場合の2割加算を加減した額である。

税額控除のうち、未成年者控除(20歳までの分)と障害者控除(85歳までの分)の控除額が年額6万円から10万円に(特別障害者については12万円から20万円に)、それぞれ引き上げられた。

(4) 小規模宅地等の特例見直し

被相続人の配偶者や同居の子(または持ち家のない子)が、引き続きその家に住むことなどの条件を満たすことで、その土地の評価額を8割減じることができる「小規模宅地等の特例」について、次のような改正―①評価減の対象となる面積が240平方㍍から330平方㍍に拡大(特定居住用宅地等)。居住用と事業用(特定事業用等宅地等)を選択する場合の適用面積も、合計で400平方㍍から730平方㍍に拡大②二世帯住宅における小規模宅地等の特例の適用要件の緩和③親が老人ホームなどに入居した場合の、小規模宅地等の特例の適用要件の緩和―がなされた。

II. 相続と死亡保険金

(1) 長期的・短期的生活保障

被相続人が死亡すると、原則、被相続人の預金口座などは閉鎖される(払い出すには全相続人の押印と印鑑証明などが必要)。また、キャッシュカードなどにより被相続人の財産を一部でも使用した場合、限定承認や相続放棄ができなくなる(注1)。

生命保険や損害保険、共済などから支払われる死亡保険金は、民法上受取人固有の財産である。よって、受取人は他の相続人に関係なく死亡保険金を請求することができ、比較的短期間に(生保の場合で翌日～10日以内など)現金を手にすることができる。この現金は相続財産ではないので(税法上は「みなし相続財産」)、使ったとしても相続放棄などに影響しない(つまり、相続放棄をしても、死亡保険金は受け取り可能)。

死亡保険金の本来の目的は遺族の生活保障だが、当面の生活費や葬式費用、準確定申告(死亡から4カ月以内)などをはじめとする各種手続きの費用などに利用することもできる。

(2) 死亡保険金の非課税限度額

遺族の生活保障というとは、死亡保険金や死亡退職金などのように被相続人の死亡によって発生する財産である。相続財産ではないので遺産分割や遺留分減殺請求の対象にはならないが、非課税限度額を超えた金額については相続税の対象になる。

(4) 納税資金の準備

相続税の申告期限は原則、相続開始(通常は被相続人の死亡)の翌日から10カ月以内である。その間に全遺産の把握はもちろん、被相続人の生涯の全戸籍謄本の取り寄せ、相続人の確認、遺産分割などの作業を行い、相続税額を確定しなければならない。さらに相続する遺産のほとんどが不動産や有価証券である場合には、それらを売るなどして納税資金を確保しなければならない。

現金で支払われる死亡保険金は使い道が指定されていないため、これを納税のための資金に充てることができる。

(5) 代償分割

不動産や有価証券など、現金のように単純に分割することができない遺産の分割方法には、「現物分割」「換価分割」「代償分割」の三つの方法がある。現物分割は、例えば、土地や建物を複数の相続人で共有にしたり、土地は配偶者、建物は子どもというように現物をそのまま相続するものであり、換価分割は土地や建物などを売却して現金化し、それを分けるものである。代償分割は、土地や建物などを相続する者が、他の相続人に現金(代償金)を支払うものである。

代償分割には「相続後の土地や建物などの継続使用」「不動産などの複数名義の回避」「小規模宅地等の特例の最大限の活用」や「スムーズな事業継承」などのメリットがあるが、代償金の準備が必要である。このとき、土地や建物、会社などを相続する者を受取人とする死亡保険金は、代償分割のための資金として活用することができる。

(6) 生前贈与

生前贈与を活用した死亡保険の加入方法もある。

暦年贈与の1年間の非課税枠110万円を被相続人から相続人に毎年贈与し、相続人はこれを保険料として契約者および受取人を相続人本人、被保険者を被相続人とする死亡保険に加入する。相続発生時には、相続発生の3年以内の保険料のみが相続税の対象となり、死亡保険金は一時所得(注2)扱いになるので節税になる場合がある。

III. 死亡保険金の非課税限度額の見直し

「II. 相続と死亡保険金」で見てきたように、死亡保険金は生活保障から「争族」の回避までさまざまな局面で遺族をサポートする機能を持っている。しかし、死亡保険金の第一目的はやはり遺族の生活保障である。

生命保険文化センターの生活保障に関する調査(平成25年度、速報版)によれば、「死亡時遺族の生活に対する不安の内容」のトップは「遺族年金等の公的保障だけでは不十分」というものであり、多くの人が公的死亡保障だけで遺族の生活費を賄うのは困難だと感じている。そうした状況下での万一の場合の私的準備手段としては、「生命保険」が60%以上で最も高くなっている。

今回の相続税改正では見送られたが、死亡保険金の非課税限度額について、「500万円×法定相続人数」の法定相続人を未成年者や生計を一にする者などに限る縮小案があった。しかし、被相続人が保険に加入し遺族の生活保障を確保することは自助努力の一つである。自助努力を支援するため、縮小よりもむしろ、さらなる拡充を求めたい。

◇

(注1) 相続には、「単純承認」「限定承認」「相続放棄」の3種類がある。単純承認は資産も負債もそのまま相続することで、限定承認とは資産の範囲内で負債を相続することである。相続放棄は資産も負債も全ての相続を放棄することである。限定承認をするときは相続人全員で申告をする必要があるが、相続放棄は相続人1人でも申告することができる(申告期限はどちらも死亡から3カ月以内)。

(注2) 一時所得は所得税の対象。「受取保険金額－払い込み保険料－50万円」の2分の1が総合課税される。

遺族生活保障への自助努力サポート

これ一冊で平成27年アベノミクス税制の要点がしっかりわかる!
知って得する税制改正のポイント
公認会計士　葉山　孝 著
平成27年度版
(2015年5月刊)
●B5判・110頁
●定価(本体1,200円＋税)
送料300円
ISBN978-4-89293-360-8
お申込みはFAXまたはWebで　FAX 03-3865-1431　http://www.homai.co.jp
保険毎日新聞社　東京都千代田区岩本町1-4-7　TEL 03-3865-1401